

スポーツ安全保険申請について

当クラブでは、**〈規約〉第5章、第12条に基づき、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に全員が加入しています。**
 入会の際、会員は全員強制的に加入します。
 保護者については、クラブ活動の補助(準備・片付け・送迎の際のけが)を対象に任意の加入を薦めています。

子ども (中学生以下(特別支援学校高等部の生徒を含む。))	※スポーツ活動 ※文化活動 ※ボランティア活動 ※地域活動	A 1	800円
	※上記団体活動に加え、個人活動も対象 A W区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	A W	1,450円
大人 (高校生以上)	※スポーツ活動(指導・審判を含む。) ※スポーツ活動の定義、該当する項目はこちらをご覧ください。 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は「令和3年4月1日」と「年金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円
	※文化活動 ※ボランティア活動 ※地域活動 ※準備・片付け・応援・団体の送迎(※1) (注1)送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象とはなりません。 A 2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む。)中の事故は補償の対象となりません。 「ダンス・踊り」、「ウォーキング等の野外活動」はスポーツ活動となります。 ボランティア、地域活動、団体活動の支援であっても、その活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。 スポーツ活動の定義、該当する項目はこちらをご覧ください。	A 2	800円

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)
A 1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
A W	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円
C	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
B		600万円	900万円	1,800円	1,000円
A 2	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
D	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円

活動中(活動に関連する移動含む)の事故に対しそれぞれ適用されます。

スポーツ保険申請の流れ

